



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

株主意思確認総会（第1号議案）において議決権行使が認められない 利害関係者に関するお知らせ

当社は、2026 年 2 月 25 日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」にて公表しましたとおり、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当社株式の買付等への対応策（買収への対応方針）を導入し、2026 年 7 月 23 日付け取締役会決議により同対応策を継続・更新しております（以下、当該継続・更新した内容を含め、「本対応方針」といいます。）。また、当社取締役会は、本対応方針の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を 2026 年 2 月 25 日付で設置しております。

当社は、2026 年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」（2026 年 8 月 10 日付で訂正したものを含みます。）にてお知らせしましたとおり、独立委員会からの 2026 年 8 月 3 日付の勧告を踏まえて、2026 年 8 月 25 日開催の当社臨時株主総会の決議事項（新株予約権の無償割当ての件）については、特定株主グループ（※）及び当社取締役並びにそれぞれに関係する者として独立委員会が認める者（以下、それぞれに関係する者として独立委員会が認める者を「本利害関係者」といいます。）を除く出席株主の議決権の過半数の賛成を決議要件とすることといたしましたが、独立委員会は、2026 年 8 月 19 日付で、当社株主のうち以下に掲げる者を、本利害関係者として認定しておりますので、お知らせいたします。

（※）特定株主グループとは、2026 年 3 月 16 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」、2026 年 3 月 23 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」および 2026

年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社株式に関して共同協調行為を行っているとは認定しました、前俊守氏外 18 名を指します。

記

1. 本利害関係者として独立委員会が認定した者

	株主名	議決権の数 (所有株式数)	本利害関係者に該当する理由
①	当社の現取締役の 2 親等以内の親族(配偶者を含みます)	1,892 個 (189,256 株)	当社の現取締役と同一の議決権行使が行われる蓋然性が高いため
②	SAAF ホールディングス役員持株会(当社の現取締役の所有分のみ)	13 個 (1,300 株)	当社の現取締役は SAAF ホールディングス役員持株会の会員であり、左記の株式のうち各自の所有分に相当する当社株式の議決権行使についてそれぞれ特別の指示を与えることができるため

- ※ 議決権の数（所有株式数）は、2026 年 7 月 22 日時点の当社株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- ※ なお、2026 年 7 月 22 日現在、当社株主に当社の現取締役又は当社の現取締役の 2 親等以内の親族が議決権の過半数を保有する会社はありません。

2. お問い合わせ

上記の事実関係に齟齬がある等、本利害関係者に関しご不明点・ご意見等がございましたら、下記のご連絡先までご連絡ください。

《ご連絡先》 SAAF ホールディングス株式会社 事務局
〒135-0061 東京都江東区豊洲三丁目 2-24
メールアドレス：ind@saaf-hd.co.jp

以 上